

小規模事業者持続化補助金 2025年概要編



■ 最初にざっくり言うと、

販促費をカバーできる小規模事業者のための補助金

- ・ ホームページを作る経費に補助金がでる
- ・ チラシやDMを作る経費にも補助金がでる
- ・ 店舗の改装費に補助金がでる（不動産の購入・取得に該当する者は不可）
- ・ アルバイトなどの雑務労務費は対象外（共同・協業型は一部可）
- ・ パソコン・タブレットなど汎用性のあるものは対象外
- ・ 補助額は原則通常枠の50万円。ただし、要件に応じて上限アップ。
※新設の共同・協業型は上限5,000万円（事業者単独は不可）
- ・ 補助率は3分の2～4分の3
※WEBサイト関連費は補助金交付申請額の4分の1（最大50万円）が上限
- ・ 年間複数回公募がある（2025年はまだ未定）



小規模事業者持続化補助金とは

新販路を開拓するための販促費に使える小規模事業者のための補助金

	一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠			
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率	2 / 3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3 / 4			定額、2 / 3	2 / 3	・地域振興等機関 定額 ・参画事業者 2 / 3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）			左記に加え、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関・・・人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者・・・旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費	専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費
昨年度補正予算等からの主な変更点	卒業枠・後継者支援枠を廃止			令和6年奥能登豪雨を対象に追加		参画事業者を「小規模事業者」に限定	

小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とした制度。

- 商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。
- 政策の原点回帰を行い、経営計画の策定に重点化するため、複数ある特別枠を整理。

1 補助対象者

2 補助対象事業

3 補助対象経費

4 補助率・補助額

5 申請手続き（期限・事前手続き等）

6 審査ポイント

2024/12/19現在
17回公募要領が出てませんので
一部16回公募要領を参照しています。

公募要領は複雑なので、
まずは左記のポイントから
読み込んでいきましょう

この続きはお問い合わせください

